

全日本マスターズスキー技術選手権大会開催規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第11項に基づき、全日本マスターズスキー技術選手権大会（以下「技術選」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

(主催及び主管)

第2条 技術選は、本連盟が主催し、開催地の加盟団体及び実行委員会が主管し開催する。

2 本連盟は、当該加盟団体及び実行委員会に、技術選開催準備並びに運営等の業務を委託する。

(公示)

第3条 技術選の開催期日及び場所は、本連盟ホームページ等で周知する。

(大会役員等)

第4条 技術選を円滑に運営するため、大会役員、組織委員会、実行委員会、競技委員会及び裁定委員会（以下「ジュリー」という。）を設置する。

2 大会役員は、教育本部理事会が選定した役員で構成し、大会会長（本連盟会長）が委嘱する。

3 組織委員会は、技術選の運営に関することを所掌事務とし、教育本部理事会が選定し、大会会長が委嘱する。

4 実行委員会は、技術選の総務・広報・財務等の非技術的事項を所掌事務とし、組織委員会が実行委員を承認し、組織委員長が任命する。

5 競技委員会は、技術選の競技コート選定・準備・競技進行等の技術的事項を所掌事務とし、競技委員長・競技副委員長・競技係長・スタート係長・コート係長・統括審判長・審判長・セクレタリー・会場係長及び設備係長等で構成し、組織委員会が競技委員を選定し、組織委員長が任命する。

6 ジュリーは、競技会の技術的問題の解決を図ることを所掌事務とし、技術代表（以下「TD」という。）・アシスタントTD・コーディネーター・競技委員長・競技副委員長・審判長・競技係長及びコース係長等で構成し、組織委員会がジュリー委員を選定し、組織委員長が任命する。

7 競技委員会の委員の配置、所掌事務や技術選競技規則等は、技術選運営マニュアル及び技術選競技規則等に定める。また、現地事情を考慮し、実行可能な範囲で兼任や必要に応じた役職を追加することができる。

(会期)

第5条 技術選の会期は、開会式及び閉会式を含めて3日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。

(競技方法及び競技規則)

第6条 競技は、男女別及び年齢別カテゴリーで行う。ただし、競技方法及び競技規則については、別に定める。

(出場資格)

第7条 出場者は、当該大会開催年度の本連盟会員登録済で、次に掲げる各号のすべてに該当しなければならない。ただし、日本国籍を有する者以外の出場資格については、必要に応じ別途大会要項で定める。また、出場資格は開催要項に明示しなければならない。

(1) 当該大会開催年度の4月1日時点で、満40才以上の者

- (2) 大会申込時まで、SAJ スキー級別テスト 1 級以上を有している者
 - (3) 加盟団体長の推薦を得た者
 - (4) 各保険会社のスキー傷害保険に加入していること
- (成績順位の決定)

第 8 条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法により決定する。

(報告)

第 9 条 技術選の実行委員会は、当該大会の進行状況について本連盟が求めた場合は適宜報告しなければならない。

(表彰)

第 10 条 技術選の総合得点により、各部門別に表彰する（同点同順位）。

各部門（カテゴリー）は、当該大会開催年度の 4 月 1 日時点の満年齢を適用する。

- 2 各部門（カテゴリー）は、当該年度の大会要項に明記し、各カテゴリー男女 1 位～3 位にメダルを授与し、各カテゴリー男女 1 位～6 位に賞状を授与する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の決議による。

令和 2 年 7 月 8 日 制定

令和 3 年 12 月 21 日 改正

令和 5 年 12 月 20 日 改正

令和 7 年 5 月 29 日 改正